

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	薬科大学 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 10 月 13 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	薬科大学事務局庶務会計課 (TEL 230-8100 )

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和3年度化学構造式描画ソフトウェアライセンス使用料について、令和3年4月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和3年6月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>支出負担行為書の作成時期については、会計事務マニュアルを用い、事務処理に遅延のないように課内研修を行った。</p>
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、庶務会計課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。</p>	<p>研究機器等は、各研究室にて管理しているものが多いが、備品の移動や廃棄の際に各研究室から庶務会計課への連絡がなく、行われているケースがあった。</p> <p>各研究室に対して備品の移動等を行う場合は庶務会計課へ連絡をするとともに、廃棄の際には依頼書を提出するよう、備品廃棄手順を学内に通知した。</p>
<p>ウ 岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、駐車場使用料について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあった。</p>	<p>令和2年度に使用実績があったため、申込書の提出状況を確認しないで令和3年度分の調定を作成したが、当該駐車場の使用にかかる申込書の提出はなく、駐車場を使用していないことが分かったため、令和3年8月30日に減額調定した。</p> <p>調定通知書の作成に関し、複数人で確認するよう駐車場利用料徴収マニュアルに明記した。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	薬科大学 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 10 月 13 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	薬科大学事務局庶務会計課 (TEL 230-8100 )

指摘事項	措 置 状 況
<p>エ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、教務厚生課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>物品の検収方法について改めて課内で研修を行うとともに、課の正職員全員を物品取扱員とし、全員が物品の納入に対応できるようにした。</p>